理化に関する旅客輸送事業者の判断の基〇旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合

準

(平成十八年三月三十一日)

(/経済産業省/国土交通省/告示第六号)

平成三十年 十一月三十日/経済産業省/国土交通省/告示第 五号改正 平成二六年 一月一七日/経済産業省/国土交通省/告示第 一号

ように定め、平成十八年四月一日から適用する。
ルギーの使用の合理化に関する旅客輸送事業者の判断の基準を次の十九号)第六十六条第一項の規定に基づき、旅客の輸送に係るエネエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四

送事業者の判断の基準旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する旅客輸

1 取組方針の作成及び効果等の把握

(1) 取組方針の策定

取組方針を定め、適宜、その見直しを実施すること。会社、営業所等のエネルギーの使用の合理化の目標に対する

(2) 社内体制の構築

を果たすこと。 取組の責任者及び推進体制を明確にし、責任者は、以下の責務 会社、営業所等においてエネルギーの使用の合理化に対する

1

告し、報告を受けた当該機関は必要な指示を行うこと。② ①の計画に基づく取組の進捗状況を当該機関に定期的に報

員教育を実施すること。 エネルギーの使用の合理化を図る重要性等についての従業

(3)

見直しを実施すること。

「大子ルギーの使用の合理化の状況を把握し、適宜、当該取組の標値を定め、定期的に当該取組の効果の測定を行うことにより会社、営業所等におけるエネルギーの使用の合理化に係る目のよりで

機械器具の使用2.エネルギーの消費量との対比における性能が優れている輸送用

六

(1)鉄道

- 1 車両の導入、高効率内燃機関の導入等を通じて、エネルギー をいう。)、ハイブリッド車両、 両(可変電圧可変周波数インバーターにより制御される車両 に戻すシステムをいう。)の導入、VVVFインバーター制御車 にモーターを発電機として作用させて発生させた電力を架線 じた車両の軽量化、 0 の代替を促進すること。 使用効率の劣る車両から効率の優れた省エネルギー型車両 台車の軽量化、 集電装置の削減及びモーターの小型化を通 電力回生ブレーキシステム ディーゼルエレクトリック (ブレーキ時
- 2 じた車両の軽量化、 インバーター制御車両の導入、 台車の軽量化、 車両改造を行うこと。 集電装置の削減及びモーターの小型化を通 電力回生ブレーキシステムの導入、VVVF 高効率内燃機関の導入等のた

(2)バス

導入すること。 準達成車、 ハイブリッド自動車、 ハイブリッド車、 アイドリングストップ装置装着車等の低燃費車等を 天然ガス自動車、 燃料電池自動車、 電気自動車、プラグイン トップランナー燃費基

(3) タクシー

リングストップ装置装着車等の低燃費車等を導入すること。 ハイブリッド車、 燃料電池自動車、 電気自動車、プラグインハイブリッド自動 トップランナー燃費基準達成車、 アイド

(4)船舶

2

1 塗料 気を送り込み、 が可能な電動式ポンプ等の電動機器をいう。)、低摩擦船底 舵をいう。)、インバーター制御電動機器(インバータ制御 付ける小型のフィンをいう。)、低抵抗舵 ギーに変換することができるプロペラ中央部(ボス)に取り ロペラの後流に発生する渦を整流することにより前進エネル 進効率を向上させたものをいう。)、プロペラボス取付翼(プ の部材に炭素繊維強化プラスチックを用いることにより、 り主機関の最も効率的な回転数で運航させることができるプ チプロペラ(翼角を任意に変節してピッチを変えることによ 回転をさせるものをいう。)、自動負荷制御装置付可変ピッ するために逆ピッチのプロペラを前後に配置し、それぞれ逆 のをいう。)、二重反転プロペラ(プロペラ単独効率を改善 排気管に熱交換器を設置し、その排ガスの廃熱を利用するも 擦抵抗を低減させる技術をいう。 抑制する防汚塗料をいう。)、空気潤滑システム して発生する水の抵抗を低減することができる構造を有する いう。)、炭素繊維強化プラスチック製プロペラ(プロペラ ロペラで、船舶の推進効率を向上させることができるものを 低燃費ディーゼル機関、 スーパーエコシップその他の低燃費船舶を導入すること。 (船舶の運航時にかかる摩擦抵抗を低減し、 船底と海水の間に空気層を形成することで摩 排ガスエコノマイザー(主機関の 等のエネルギーの使用効 (通常の舵と比較 燃料消費を (船底に空 推

率の優れた機械器具を導入すること。

(5)航空機

- 1 エネルギーの使用効率の優れた航空機を導入すること。
- 2 使用効率の優れた輸送用機械器具を導入すること。 (RNAV)運航の拡大に対応した装備品その他のエネルギーの 新航空管制支援システム (CNS/ATM) を活用した広域航法
- 輸送用機械器具のエネルギーの使用の合理化に資する運転又は

操縦

3

- 鉄道
- 運転を行うこと させること等を通じて、エネルギーの使用の合理化に資する 惰行運転の活用に努めること、不要時には動力機関を停止
- 2 めること等により車内の冷暖房効率の向上を図ること。 車内冷暖房の適正な温度管理、 長時間の停車時にドアを閉
- 車内照明のLED化等による適正化を図ること。

(2)

1 リングをしないこと(アイドリングストップ)、無用な空ぶ 回数を抑制すること、減速時にはエンジンブレーキを活用す ギアにシフトアップすること、予知運転により停止及び発進 状況に応じた安全な定速走行に努めること、早めに一段上の かしをしないこと、急発進及び急加速をしないこと、交通の ること、 次に掲げる措置等を講じて、エコドライブ(無用なアイド 確実な車両の点検及び整備を実施すること並びに過

た自動車の運転を行うことをいう。以下同じ。)を推進する

度のエアコンの使用を抑制することを通じて、環境に配慮し

ے عے

1 ア
エコドライブについて運転者への周知を行うこと。 マニュアルを作成すること等を通じて、エコドライブの推 会社内にエコドライブに係る管理責任者を設置すること、

進体制を整備すること。

ウ についての教育を実施すること 当該管理責任者を参加させることを通じて、エコドライブ エコドライブの普及を目的とした講習会等に運転者及び

工 管理を行うこと。 の活用等により運転者別、 デジタル式運行記録計、エコドライブ管理システム (EMS) 車種別等のエネルギーの使用の

2 目的地までの効率的な輸送経路の選択を行うこと。

(3)タクシー

- 1 ア ること。 次に掲げる措置等を講じて、エコドライブを推進すること。 エコドライブについて運転者への周知及び教育を実施す
- イ 会社内にエコドライブに係る管理責任者を設置すること、 進体制を整備すること。 マニュアルを作成すること等を通じて、エコドライブの推
- ウ 当該管理責任者を参加させることを通じて、 エコドライブの普及を目的とした講習会等に運転者及び エコドライブ

についての教育を実施すること。

- 管理を行うこと。 の活用等により運転者別、車種別等のエネルギーの使用のエ デジタル式運行記録計、エコドライブ管理システム(EMS)
- ートの選択を行うこと。 ンシステムの導入等を通じて、目的地までの効率的な輸送ル② 道路交通情報通信システム (VICS) 対応カーナビゲーショ

(4) 船舶

① 次に掲げる措置等を講じて、エネルギーの使用の合理化に

資する運航を行うこと。

- の周知及び教育を実施すること。アーエネルギーの使用の合理化に資する運航について船員へ
- を整備すること。
 じて、エネルギーの使用の合理化に資する運航の推進体制管理責任者を設置すること、組織体制を整えること等を通イ 会社内にエネルギーの使用の合理化に資する運航に係る
- オ 船舶ごとにエネルギーの使用の管理を行うこと。 効率が良い速力による航行をいう。) を実施すること。エ 入港時刻等に合わせた経済速力航行 (エネルギーの使用

- ギーの使用の合理化を行うこと。
 カ 船内冷暖房の適正な温度管理等により、船内でのエネル
- 一の使用の合理化を行うこと。かなくするために、最適な航送車両の積み付けを行うこと。少なくするために、最適な航送車両の積み付けを行うこと。一の傾きをいう。) 調整のためのバラスト水の積載量をも、自動車航送を行う事業者にあっては、トリム(船体の縦
- 航を行うこと。② 次に掲げる措置等を講じて、効率的な航海計画に基づく運
- を行うこと。
 の使用効率の優れた航海計画を作成し、その船員への周知の使用効率の優れた航海計画を作成し、その船員への周知アー出港前に、海象及び気象を把握及び勘案してエネルギー
- もに、船員への周知を行うこと。 して、エネルギーの使用効率の優れた航法を選択するととイ 運航中においては、潮流、海流及び風向を把握及び勘案

(5) 航空機

- 資する運航を行うこと。① 次に掲げる措置等を通じて、エネルギーの使用の合理化に
- た運航を行うこと。
 法(RNAV)運航等の適用の拡大等を通じて、航法を改善しア 新航空管制支援システム(CNS/ATM)を活用した広域航
- 航を行うこと。
 イ 搭載物に改良を加え、エネルギーの使用効率の優れた運

六

- 行うこと。
 じて、エネルギーの使用の合理化について社員への周知を管理責任者を設置すること、組織体制を整えること等を通ウ 会社内にエネルギーの使用の合理化に資する運航に係る
- する際のエネルギーの使用の合理化を行うこと。 エンジン試運転時間の短縮等を通じて、航空機を地上で運用② 効率的な地上自走の実施、地上動力装置(GPU)の優先使用、
- 旅客を乗せないで走行し、又は航行する距離の縮減

4

回送運

(2)

バス

(1)

鉄道

回送運行距離を最小限にするような車両の運用を行うこと。

回送運行距離を最小限にするような車両の運用を行うこと。

- (3) タクシー
- ① 衛星を利用した車両位置自動表示システム(高度GPS―AVM
- 回送走行等を縮減すること。
 ② 輸送需要の的確な把握を通じて、適切な車両管理等を行い、
- (4) 船舶

回航時の減速等、エネルギーの使用効率の優れた航行を実施

すること。

(5) 航空機

その他エネルギーの使用の合理化に資する事項

(1) 鉄道 5

ア 共通ICカードシステムの導入、乗り継ぎ施設の設備及び① 次に掲げる措置等を講じて、鉄道の利用促進を図ること。

て周知を行うこと。 イ 鉄道による旅客輸送が環境負荷低減に資することについ

改善、

利用者に配慮したダイヤの設定等を行うこと。

の連携の強化を図ること。
ウ 通勤時等における鉄道の利用促進を図るため、企業等と

- ② 車両の適切な点検及び装備を行うこと。
- 省エネルギー型機器を導入すること。 の移動円滑化のために必要な設備、空調機器、照明機器等の③ 駅施設等において、エレベーター、エスカレーターその他
- ④ 変電所において高効率変圧器を導入すること。
- ⑤ 駅施設等において、次の取組を実施すること。
- ア
 駅施設等の冷暖房及び照明の適正化を図ること。

イ 列車運行で生じた余剰電力を駅施設等で有効活用するこ

と。

- エネルギーの使用量を全体的に削減すること。ウ 駅の屋根を利用した太陽光発電設備の導入等を通じて、
- エ 変電所において列車の運行本数に応じた効率的な電力供

六

給を行うこと。

(2) バ ス

次に掲げる措置等を講じて、バスの利用促進を図ること。

- り継ぎ施設の整備、改善等を推進すること。

 報の提供システム、バスロケーションシステム等の導入、乗ードシステム、バスの運行情報及びバスと鉄道等との接続情

 「バスの利便性を高めるため、ノンステップバス、共通ICカ
- 連携の強化を図ること。優先レーン等の設置、違法駐車の排除等について関係者との② バスの走行環境の改善を図るため、バス専用レーン、バス
- 連携の強化を図ること。
 ③ 通勤時等におけるバスの利用促進を図るため、企業等との
- (3) タクシー

係者と連携してタクシープールの整備を推進すること。 客待ちタクシーのアイドリングストップを促進するため、関

- (4) 船舶
- ② 船底クリーニング、プロペラの研磨その他の船舶の適切なシフト)の検討を行い、必要に応じて船腹の整備を図ること。の連携を強化し、陸上輸送から海上輸送への転換(モーダルーの重携を強化し、陸上輸送がら海上輸送への転換(モーダルー) 自動車航送を行う事業者にあっては、他の輸送事業者等と
- (5) 航空機

点検及び整備を行うこと。

機体の適切な点検及び整備を行うこと。

附 則 (平成二六年一月一七日/経済産業省/国土交通省

/告示第一号)

省/告示第五号) 附 則 (平成三十年十一月三十日/経済産業省/国土交通正する等の法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改

この告示は平成三十年十二月一日から施行する。